

令和7年度「第3期福津市地域福祉計画」「第2期福津市地域福祉活動計画」の事業進捗状況管理表

資料1

基本目標	施策		担当課名	令和7年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和7年度 事業の成果 (DO)	令和7年度 今後の課題 (CHECK)	令和7年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
1 地域で支えあう「まちづくり」	1 地域のつながりづくり	1	高齢者サービス課 福祉課	ひとり暮らしの高齢者の見守り活動など地域での見守り体制の充実を図るため「地域支えあい登録者名簿」を作成し、関係機関に貸与します。	まちづくり講座で地域支えあい制度について詳しく解説し、地域支えあい登録者名簿の広報を行った。	登録後の見守り活動の充実。	地域や民生委員と連携を行っていく。
1 地域で支えあう「まちづくり」	1 地域のつながりづくり	2	高齢者サービス課 福祉課	民生委員・児童委員との連携強化を図り、地域での見守り活動を支援します。	定例会議等で情報提供を行った。民生委員からの相談でサポートが必要なものは地域包括支援センターと連携し支援を行った。	見守り活動支援の充実。	関係機関と協力体制の強化を行う。
1 地域で支えあう「まちづくり」	1 地域のつながりづくり	3	高齢者サービス課	生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域の支えあいの体制づくりに努めます。	生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域の支えあいの体制づくりに努め、連絡会等で各地域の情報を共有し、関係を深めた。	地域によって、状況が異なるため個々の地域に合わせた取り組みの必要性がある。	生活支援コーディネーターが各地域の活動団体との連携を強化できるよう連絡会等を通じて支援する。
1 地域で支えあう「まちづくり」	1 地域のつながりづくり	4	地域コミュニティ課	郷づくり推進協議会やその活動の認知度を高めるよう情報発信に努めます。	郷づくりハンドブックの作成、広報ふくつ特集記事の掲載、Instagram等を通して情報発信した。	郷づくりに広く関心を持ってもらい、多様な人たちが活動に関わる人をさらに増やす必要がある。	広報ふくつ裏表紙やSNSを活用して、継続的に郷づくりの活動を発信する。
1 地域で支えあう「まちづくり」	1 地域のつながりづくり	5	地域コミュニティ課	自治会加入促進に向けたPRを行います。	自治会長説明会で自治会運営上の負担軽減策を提案した。市役所本館の待合ロビーで自治会案内を流した。	自治会加入率が低下している。	自治会の加入促進や課題解決のヒントにつながる情報を提供する。
1 地域で支えあう「まちづくり」	1 地域のつながりづくり	6	学校教育課	コミュニティ・スクールの機能を生かして「地域とともにある学校づくり」(コミュニティ・スクール)と「学校を核とした地域づくり」(スクール・コミュニティ)を一体的に推進し、多世代交流を通じて活性化するコミュニティづくりを目指します。	児童・生徒のボランティア等の地域貢献活動の延べ人数は(【R7】6,360人←【R6】4,436人←【R5】3,641人)で、昨年度より増加し、児童生徒の地域貢献を契機とする地域のつながりが継続している。	児童生徒は意欲的に活動に取り組んでいるが、受け身の部分もあり、子どもたちの主体性や当事者意識(自分たちの地域を自分たちの力でもりあげろという意識)には欠けるところが課題である。また、「地域をよりよくするために何かしてみたい」の中学生の肯定的回答が小学生より低いところも課題である。	ドリームプランに掲げられている目指す子ども像である「福津のよさに学び、貢献する子ども」を育成するために、子どもたちの主体的な地域参画意識が高まるような「ふるさと学習」の推進を図る。
1 地域で支えあう「まちづくり」	1 地域のつながりづくり	7	学校教育課	統括地域学校協働活動推進員(統括地域コーディネーター)を核とした各小中学校の連携・共働により、地域学校協働活動の促進を図ります。	各小中学校において、総合的な学習の時間や生活科、社会等での地域のひと・もの・ことを活用した教育課程の実施ができ、地域・保護者の学校教育への参加、協力人数は延べ4,060人であった。今年度は地域COの人材育成を図るため、研修を年2回から4回に増やし、資質能力の向上を図ることができた。	学校が地域にしているといった意識があることや、地域行事に積極的に参加している児童生徒がいまだ少ないといったことから、地域学校協働活動との一体的推進という点で一層の推進が必要である。	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進と小中9年間の共通課題解決のために、地域コーディネーターと連携し、学校を核とした地域づくりに力を入れていき、地域学校協働活動との一体的推進を図っていく。また、給特法の改正により、教員の働き方改革を進めるため、学校が従来行っていたことを地域も担えるよう地域学校協働活動を促進していく。
1 地域で支えあう「まちづくり」	1 地域のつながりづくり	8	地域コミュニティ課 学校教育課	郷づくり推進協議会と学校との連携・共働により、中学生のボランティア活動や小学校のインターンシップ活動の推進を図り、活気あふれる地域づくりを目指す。	地域における中学生のボランティア活動など、郷づくり推進協議会と学校との連携・協働した取組を実施した。	地域における、学校を核とした地域づくりの一層の推進が必要である。	協議会と学校が目指す子ども像を共有し、子ども達が主体性をもって地域に関わっていけるような取組を支援する。
1 地域で支えあう「まちづくり」	1 地域のつながりづくり	9	学校教育課	郷育カレッジや地域活動協働本部との連携・共働により、中学生未来会議やトークフォークダンス等の活動の推進を図り、多世代交流を通じて活性化するコミュニティづくりを目指す。	地域学校協働本部との連携のもと、中学生未来会議やトークフォークダンス等、地域を巻き込んだ活動を実施することができ、地域のことや地域の方々の思いにふれ、自分も地域の一員として地域のことを考える機会になった。また、小学校においてはキャリア教育の充実により地域の方々の思いを知る機会を設けることができた。	地域コーディネーターが中心となって地域に働きかけをしたがそれでも人員集めに苦労するなど、依然として学校主導になってしまうことが課題。	郷育カレッジや地域学校協働活動との更なる連携を図る。また、引き続き多世代交流の場を小学校にも広げていく。

基本目標	施策		担当課名	令和7年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和7年度 事業の成果 (DO)	令和7年度 今後の課題 (CHECK)	令和7年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
1 地域で支えあう「まちづくり」	1 地域のつながりづくり	10	こども課	子育て世代、子ども世代の社会参加の促進として、地域とつながる子どもたちの育成を推進します。	子育てを手助けしてほしい人とお手伝いをしたい人の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の活動件数が令和6年度は608件だったが、令和7年度は823件に増加した。	ファミリー・サポート・センター事業を知らない人がいるため、周知の仕方考えることが必要。	LINEに会員募集の事を掲載したり、保育園等にチラシの配布を依頼したりして、ファミリー・サポート・センター事業を周知していく。
1 地域で支えあう「まちづくり」	1 地域のつながりづくり	11	地域コミュニティ課	まちづくり活動を行う主体が世代や分野を超えてつながり、交流・連携できる機会を創出します。	未来共創センタースタッフへの相談を通じて、常時、他主体へのコーディネートを実施した。 また、同センター登録団体交流会(3回)の開催に加え、テーマを設定した交流の場を開催した(14回)。	異業種他分野で活動する主体が自発的に交流を楽しむことのできる場を創出するための工夫を重ねること。また、そういった場を継続的開催するための経費の確保が課題となっている。	同センター事業において、つながり(社会関係資本)を生かした活動支援は、軸となる取り組みである。そのため、同センターにおけるコーディネートや、異業種他分野で活動をする主体がつながる場づくりの実施体制を整え、継続的に実施していく。
1 地域で支えあう「まちづくり」	1 地域のつながりづくり	12	社会福祉協議会	小地域福祉会と連携し、地域の特性に応じた交流の機会の拡大を支援します。	サロン活動等をはじめとして勉強会や体操、多世代交流など様々な形式で各小地域福祉会が行う居場所づくりを支援した。	交流行事は自治会や郷づくり推進協議会、小地域福祉会などの多様な主体により盛んに開催されているが、参加者の固定化や会場までの移動手段等が課題となっている。	地域における課題を、それぞれの地域で検討する機会を設けながら、地域特性に応じた小地域福祉会の結成・運営を支援する。また、引き続き他市町村の事例の情報収集を行い、地域に提供していく。
1 地域で支えあう「まちづくり」	1 地域のつながりづくり	13	社会福祉協議会	地域ごとの基礎情報の整理、支えあいマップなどを活用し、地域の支えあい活動を支援します。	福津の福祉便利帳(福祉統計と社会資源情報)を民生委員・児童委員や郷づくり推進協議会に配布するほか、地域活動検索サイトを作成した。また、支えあいマップを住民と一緒に作成し、要支援者や地域の情報などを共有した。	より多くの地域で支えあいマップを活用するなどして、地域の支えあい活動を支援する必要がある。	地域のニーズをキャッチするために見守り活動や地域のつながりが重要であることを普段の地域支援をととして住民へ伝える。そのための手法として支えあいマップの活用を推進する。
1 地域で支えあう「まちづくり」	1 地域のつながりづくり	14	社会福祉協議会	見守り訪問活動や防災活動の支援を通し、日頃からの近所の付き合い、地域交流の重要性を啓発します。	小地域福祉会結成支援、支えあいマップ作成や福祉教育の機会を活用しながら、自治会や学校等を対象として、地域のつながりづくりの必要性について啓発の機会を設けた。 また、自治会等からの要請を受け、住民を対象とした防災と普段からの地域のつながりの重要性についての講演を実施した。	地域の担い手不足や、見守り訪問を拒否するなどの事例が見受けられる。 地域のつながりづくりの重要性を認識するとともに、見守られることへの拒否感を軽減するために、より多様な主体に啓発を進めていく必要がある。	既存組織に加えて、小地域福祉会の結成支援や支えあいマップの作成、福祉教育の機会を活用しながら、自治会や学校等を対象に、地域のつながりづくりの必要性について啓発の機会を設ける。組織的な見守り活動を希望する地域については、防災の視点を踏まえながら、住民がつながり合う地域を実現するため、体制づくりや活動支援を行っていく。
1 地域で支えあう「まちづくり」	1 地域のつながりづくり	15	社会福祉協議会	本会が地域に貸し出しをしている福祉用具を活用し、地域交流を支援します。	令和7年度は163件の貸出しを行った。コミュニケーション麻雀の貸出し時は、職員が地域に出向き、使い方の指導を行った。 【R6】169件←【R5】208件←【R4】151件	より多く地域に活用していただき、地域の交流活動の一助とする。	社協だより、ホームページ、ふくつのふくし、市広報等で、地域の交流活動の様子を分かりやすく伝えていく。
1 地域で支えあう「まちづくり」	2 地域活動の強化	16	高齢者サービス課	生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域の支えあいの体制づくりに努めます。	生活支援コーディネーターの活動を支援し、地域の支えあいの体制づくりに努め、連絡会等で各地域の情報を共有し、関係を深めた。	地域によって、状況が異なるため個々の地域に合わせた取り組みの必要性がある。	生活支援コーディネーターが各地域の活動団体との連携を強化できるよう連絡会等を通じて支援する。
1 地域で支えあう「まちづくり」	2 地域活動の強化	17	高齢者サービス課 福祉課	生活支援や移動支援、買い物支援等、高齢者や障がい者などを取り巻くさまざまな地域課題の解決に向けて、地域で支援できるような体制づくりに取り組みます。	協議体から実現した市内事業所との移動販売事業において、個人宅への移動販売も実現し、移動販売に関する取り組みを強化した。	地域課題の把握とさらなる支援体制づくり。	各地域の活動団体との連携を行っていく。
1 地域で支えあう「まちづくり」	2 地域活動の強化	18	地域コミュニティ課	郷づくり推進協議会やその活動の認知度を高めるよう情報発信に努めます。	郷づくりハンドブックの作成、広報ふくつ特集記事の掲載、Instagram等を通して情報発信した。	郷づくりに広く関心を持ってもらい、多様な人たちが活動に関わる人をさらに増やす必要がある。	広報ふくつ裏表紙やSNSを活用して、各郷づくりの活動を発信する。

基本目標	施策		担当課名	令和7年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和7年度 事業の成果 (DO)	令和7年度 今後の課題 (CHECK)	令和7年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
1 地域で支えあう「まちづくり」	2 地域活動の強化	19	地域コミュニティ課	自治会加入促進に向けたPRを行います。	自治会長説明会で自治会運営上の負担軽減策を提案した。市役所本館の待合ロビーで自治会案内を流した。	自治会加入率が低下している。	自治会の加入促進や課題解決のヒントにつながる情報を提供する。
1 地域で支えあう「まちづくり」	2 地域活動の強化	20	社会福祉協議会	自治会単位を基本とした小地域福祉会の結成支援を行います。	未結成地域について現状把握に努めるとともに、必要に応じ説明等を行った。また、結成を具体的に検討する地域では、地域のニーズや課題を住民と協議する機会を設けながら、ニーズを少しでも満たすことができる小地域福祉会が結成されるよう支援を行った。 【R7】47団体←【R6】47団体←【R5】46団体←【R4】45団体	未結成地域について引き続き現状把握に努める必要がある。若い世代が多い地域や活動拠点が無い地域へのアプローチが課題である。	郷づくり推進協議会や自治会、民生委員・児童委員等の地域住民や専門機関と連携しながら地域の現状把握に努めるほか、地域のキーパーソンとの関係構築を行い、地域にある課題について相談しやすい体制づくりを行う。
1 地域で支えあう「まちづくり」	2 地域活動の強化	21	社会福祉協議会	既存の小地域福祉会に対しては、運営上の悩みや取り組みへの相談を受け、解決方法をともに考えていくとともに、新たな取り組みの契機となるよう研修会や情報提供など行います。	地域に向きながら、運営や活動内容について随時相談を受け付けた。また、地域が抱える問題や小地域福祉会運営上の課題を話し合い、より良い地域や小地域福祉会活動を実現することを目的に研修会を実施した。 福間・福間南地域では郷づくり推進協議会とともに小地域福祉会意見交換会を行い、小地域福祉会間のつながりづくりも行った。	地域のつながりが希薄化の中で、地域のニーズが地域住民からも見えづらくなっている現状を把握した。また、引き続き、地域の担い手不足は課題であり、休止・解散についての相談を受けることもある。継続的な担い手の発掘・養成が課題である。	地域のつながりが希薄化する中でも途切れる人が少なくなるよう、つながりの意義や関わり方について、住民が学び、専門職と連携のあり方を協議する機会を設ける。各小地域福祉会に対しても、引き続き地域に向き、福祉会の運営を支援していく。
1 地域で支えあう「まちづくり」	2 地域活動の強化	22	社会福祉協議会	住民福祉講座などを通して、地域づくりに意欲のある人材の発掘・育成を行います。	小地域福祉会、自治会等の協力を得て、地域福祉活動、支えあいマップ作成、防災などの講座を行った。	講座等をおして学び、地域づくりに意欲を持った住民が地域で活躍できるよう適切にマッチング・活動支援を実施する必要がある。	引き続きニーズを把握しながら、住民福祉講座やボランティア養成講座を実施する。地域やボランティア団体、ニーズを抱える住民へのマッチング・活動支援を行う。
1 地域で支えあう「まちづくり」	2 地域活動の強化	23	社会福祉協議会	第2層生活支援コーディネーターの育成・支援を行い、地域の課題を話し合う場づくりや課題の共有、課題解決のための人材発掘、地域資源づくりに取り組みます。	中学校区単位で第2層の生活支援コーディネーターに加え、新たに市全域を担当する第1層生活支援コーディネーターを配置した。より細やかな地域の課題把握や地域の課題の積み上げ、地域情報の提供ができた。	第2層協議体について、従来の会議の他に、別の形で地域課題の把握や情報収集をする必要がある。	第1層、第2層生活支援コーディネーターで役割分担し、今後も地域の支援者として協働しながら課題解決に取り組む。
1 地域で支えあう「まちづくり」	2 地域活動の強化	24	社会福祉協議会	本会が所有する車を地域に貸し出し、地域で買い物支援やサロン活動に活用いただいている「外出支援活動団体サポート事業」の拡大を図るとともに、新たな地域課題を解消するための事業の開発に努めます。	新たに3団体が登録し、計14団体が活動した。民生委員・児童委員のブロック会議や各地域で実施状況等を都度説明しているため、興味関心を持つ地域が多く、団体数が伸びている。(【R6】11団体←【R5】10団体←【R4】9団体)	運転手の確保ができず外出支援の事業実施に至らない地域がある。 通院等の個別の対応が必要なニーズを解決するための取り組みを検討する必要がある。	運転手確保のための支援のあり方について外出支援活動団体サポート事業審議会や市高齢者サービス課と検討する。 移動支援についての他市町村の事例の情報収集を行う。 引き続き、生活支援コーディネーターや民生委員・児童委員、小地域福祉会等の関係者とともに、外出支援のニーズ把握を行う。
1 地域で支えあう「まちづくり」	3 市民活動やボランティア活動の活性化	25	地域コミュニティ課	持続可能な社会参加と促進のために次世代の担い手育成を目的とした、地域福祉を支えるボランティアの育成・活動を推進します。	未来共創センター事業として、講座の開催(場づくりファシリテーター実践塾、ボランティア講座、市民活動講座等)、同センター登録団体(92団体)の支援に取組んだ。	市の現状に合わせた講座内容の充実につながる市内ニーズの把握、及び講座受講者や既存活動主体の新たな活躍の機会づくりが必要。	同センター事業結果、過去の実講者の声を活かした講座内容づくりを行う。活動伴走支援者(コネクター)の配置等、活動支援を求めやすい環境づくりを継続する。

基本目標	施策		担当課名	令和7年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和7年度 事業の成果 (DO)	令和7年度 今後の課題 (CHECK)	令和7年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
1 地域で支えあう「まちづくり」	3 市民活動やボランティア活動の活性化	26	地域コミュニティ課	まちづくりへの理解向上、まちづくりへの参加・参画意欲向上を図るため、わかりやすく伝わる情報発信に取り組みます。	未来共創センターの情報発信拠点となる、センター館内やセンター公式サイトをはじめ、SNSなども活用し、市民活動やボランティア情報をはじめとした情報発信を行った。広報戦略の策定に着手した。	各媒体の役割を活かした、戦略的な情報発信を行っていない。	広報戦略を策定し、計画的な情報発信体制を整える。
1 地域で支えあう「まちづくり」	3 市民活動やボランティア活動の活性化	27	地域コミュニティ課	オンライン・オフラインでのイベントや講座等を開催し、産学官民の多様な主体がまちづくりへ参加・参画するための機会を充実させます。	未来共創センター事業にて、市民・事業者・企業の方が参画できるイベントや講座を実施し、サービスの受け手ではなく、まちの創り手となる機会を創出した。	まちづくりへの参加・参画するための機会が不足している。	同センター事業において、過去の参加・参画者の声を生かしながら、多様な属性の主体が参加・参画できる機会を継続して創出していく。
1 地域で支えあう「まちづくり」	3 市民活動やボランティア活動の活性化	28	地域コミュニティ課	まちづくり活動を行う主体が必要とする『ひと』『もの』『こと』の情報をワンストップで提供できるよう、多様な主体が取り組むまちづくり活動の情報収集を積極的に行うなど、情報の一元化を図ります。	未来共創センターでの情報の一元化を目指し、同センタースタッフ(コネクター)によるヒアリング等の調査を継続的に実施した。	市民活動情報ははじめ、まちづくりに関する情報収集力が不足している。	同センタースタッフによるヒアリングの幅を広げ、積極的な情報収集に努める。
1 地域で支えあう「まちづくり」	3 市民活動やボランティア活動の活性化	29	地域コミュニティ課	福津のまちづくりへ参加・参画する多様な主体が互いの立場や特性を理解し、認め合い、共有する目標達成のために、各主体の特性を生かし合った連携型のまちづくりが広がるための支援を行います。そのため、多様な主体間の出会いや交流などの機会を提供し、取組支援を行う「未来共創センター(仮称)」の設立を目指します。	令和4年7月に設立した、市民活動、共働及び共創を伴走支援する「未来共創センター」の公民連携型運営を継続した。令和7年度からは、管理・情報・事業の3部門に分けて運営を実施し、業務を継続的・安定的に行うための仕組みを整えた。	センター機能を公民連携型運営体制で、継続的・安定的に展開するための財源確保が課題である。	継続的・安定的な公民連携型運営につながる、仕組みづくりに注力する。
1 地域で支えあう「まちづくり」	3 市民活動やボランティア活動の活性化	30	社会福祉協議会	各郷づくり推進協議会と共に、地域が抱える課題の発掘や課題解消のための取り組みを行っていきます。	郷づくり推進協議会福祉部会に出席し、顔の見える関係性を築き、相談しやすい環境づくりに努めた。また、自身の地域の課題に気づく機会を設けるために、他地域の課題や取り組みを掲載した地域情報誌を活用し、投げかけを行った。	地域が抱える課題を、地域で共有し、学び合い、協議する機会をさらに確保する必要がある。	地域情報誌の活用を引き続き行うことに加えて、個別の事例を共有できるよう投げかけを行い、自身の地域の課題に気づく機会を増やしていく。 必要に応じて、課題を共有し、学び合い、協議する機会を設ける。
1 地域で支えあう「まちづくり」	3 市民活動やボランティア活動の活性化	31	社会福祉協議会	高齢や障がいなどの福祉課題や地域の課題などを学ぶとともに、課題解決策を主体的に考える機会づくりのため、市内の小中学校や地域団体に対し、福祉教育や住民福祉講座を行うとともに、共に推進していただけるボランティアを養成します。	市内の小中学校や地域団体を対象として38回3,745人へ福祉教育を実施し、高齢者や障がい者などの福祉課題について考える機会を提供した。既存のボランティアや当事者に加えて、社会福祉施設等にも協力をいただき、共に推進している。【R6】36回3,872人【R5】38回2,765人←【R4】33回2,709	社会福祉施設等との連携体制をさらに構築する。また、ボランティアについても引き続き、募集・養成を行う必要がある。	社会福祉施設等の協議する場を設け、さらに連携体制を構築する。 ボランティアが引き続き活躍できるよう活動支援を行うとともに、福祉教育に関わるボランティアの養成を引き続き行う。
1 地域で支えあう「まちづくり」	3 市民活動やボランティア活動の活性化	32	社会福祉協議会	ボランティア団体に対し、運営上の悩みや取り組みへの相談をともに考えていくとともに、研修会や情報提供などを行い活動の活性化を図ります。	引き続き関係機関との調整、会の広報活動などのボランティア団体の活動の側面的な支援を行った。また、特に会員の高齢化や減少が進んでいたボランティア団体において、該当団体や関係機関と協働して研修会の企画・実施、広報などの活動を行い、新たなボランティアを養成した。	他団体においても、会員の高齢化や減少が進んでおり、継続的な活動がどこまでできるか分からない。	活動内容や意義について、広く発信する。 ボランティア団体の意欲や意向に沿って継続的に支援を実施していく。

基本目標	施策		担当課名	令和7年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和7年度 事業の成果 (DO)	令和7年度 今後の課題 (CHECK)	令和7年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	4 災害時における支えあいの仕組みづくり	33	福祉課 危機管理課	災害時の避難等に支援が必要な要介護者や重度の障がい者等の「避難行動要支援者名簿」を作成・更新し、避難行動要支援者の把握に努めます。	民生委員・児童委員による訪問や福津市まちづくり講座等を活用して、「避難行動要支援者名簿」の周知を行った。令和7年度末登録者数は1,922人。	今後も民生委員・児童委員による訪問や福津市まちづくり講座を活用して、避難行動要支援者の把握に努めていく必要がある。	現在の申請方法は、窓口と郵送であるが、手続きを簡易的にするためにオンライン申請等を検討する。
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	4 災害時における支えあいの仕組みづくり	34	福祉課 危機管理課	「避難行動要支援者名簿」の情報を本人の同意を得た上で関係機関と共有し、個別の避難経路や支援内容を定める「個別避難計画」の作成を促進します。	令和6年度「個別避難計画」作成者数：1,052人。「個別避難計画」について、在宅人工呼吸器使用中の医ケア児を中心に訪問を実施した。	市内の在宅人工呼吸器使用中の全ての医ケア児を把握できていない。	県が毎年在宅人工呼吸器使用中の方にアンケート調査を実施しており、市町村に情報提供が可能な方については、宗像・遠賀保険福祉事務所から情報提供がある。情報提供を受けた在宅人工呼吸器使用中の医ケア児については、訪問を実施していく。
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	4 災害時における支えあいの仕組みづくり	35	危機管理課	危険区域や避難所・避難方法を周知する「総合防災マップ」の配布や、防災訓練を充実することで、地域住民の防災意識の高揚を図ります。	令和6年2月に作成した福津市防災マップを市外からの転入者やまちづくり講座出前編の参加者に配布した。市一斉防災訓練を実施し、市内10,333人が必須訓練に参加した。	防災マップ記載内容(防災気象情報等)の更新 地震以外のシナリオを用いた防災訓練の実施	広報誌等を活用し、防災気象情報の変更内容について周知。 防災マップの差込資料の更新(カメラ利用再開に関する文書) 一斉防災訓練にて、津波からの避難訓練を実施する項目として追加(津波災害警戒区域の地域)
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	4 災害時における支えあいの仕組みづくり	36	社会福祉協議会	災害時には各種団体と連携し、災害ボランティアセンターの運営を行います。	8月の大雨災害において、本会では初めてとなる災害ボランティアセンターを設置し運営した。 運営に際しては、これまでの他市町村での災害支援時に繋がりがを活かし、市町村社協、企業、NPO、災害支援団体等多数の協力を得ることができた。	引き続き、市町村社協、災害支援団体等との連携を維持するとともに、大規模災害発生時に長期的な支援活動が必要になることを想定し、市内での協力体制の構築が必要である。	社会福祉連絡会において、市内社会福祉法人との災害時の連携体制を検討するとともに、郷づくり推進協議会や民生委員、福祉会、ふくつ防災士会等に災害時の支援を呼びかける。
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	4 災害時における支えあいの仕組みづくり	37	社会福祉協議会	災害時には近隣市町村の社会福祉協議会等と連携し、広域での連携体制の強化を図ります。	宗像市、古賀市の社協、行政と1月に災害ボランティアセンター実地訓練を実施し、災害ボランティアセンターの振り返りと企業、NPOとの協働について研修を実施した。	8月の大雨災害においては、応援協定を締結している3市とも被災したが、各市間での発災時の情報共有や連携体制をとることができなかった。応援協定の内容、発災時の協力体制を再点検する必要がある。	3市社協で集まる機会が訓練のための会議のみであるため、訓練を実施しない年も継続的に集まり情報交換、協力体制について協議を実施していく。 また、被災地支援に職員を派遣し、県内外の社協・ボランティア団体・NPO等と連携できる体制を構築する。
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	4 災害時における支えあいの仕組みづくり	38	社会福祉協議会	地域や家庭での日頃の防災活動の学習の機会を設けます。	自治会や郷づくり推進協議会、小地域福祉会等に、平時からの地域のつながりづくりの重要性を軸とした防災講座を実施した。 また、支え合いマップを活用し、地域の避難場所の確認や避難行動要配慮者への支援について協議した。	防災・減災活動に関する住民の意識が高まりが一部にとどまっており、より多くの住民へ啓発していく必要がある。	豪雨災害の事例を取りあげながら、防災・減災活動と平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通した地域のつながりの重要性を引き続き啓発していく。
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	4 災害時における支えあいの仕組みづくり	39	社会福祉協議会	平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通した地域のつながり、顔見知りの関係づくりを推進し、災害時の地域の避難行動の基盤づくりを支援します。	自治会や郷づくり推進協議会、小地域福祉会等に、平時からの地域のつながりづくりの重要性を軸とした防災講座を実施した。 また、支え合いマップを活用し、地域の避難場所の確認や避難行動要配慮者への支援について協議した。	防災・減災活動に関する住民の意識が高まりが一部にとどまっており、より多くの住民へ啓発していく必要がある。	豪雨災害の事例を取りあげながら、防災・減災活動と平時からの見守り活動や支えあいの取り組みを通した地域のつながりの重要性を引き続き啓発していく。

基本目標	施策		担当課名	令和7年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和7年度 事業の成果 (DO)	令和7年度 今後の課題 (CHECK)	令和7年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	5. 成年後見制度の利用促進	40	福祉課 高齢者サービス課	権利擁護に関する知識や理解の普及に努めます。	●市民後見人養成研修の受講者に対し実地訓練を行うことにより、市民後見人のスキルアップを図った。 ●市民後見人養成研修の開催と実地訓練により、市民後見人のスキルアップを図った。	●権利擁護(成年後見制度)に関する、更なる普及啓発と利用促進。 ●権利擁護(成年後見制度)に関する普及啓発と利用促進。	●社協をはじめとする、関係機関と協力して権利擁護(成年後見制度)に関する普及啓発を推進し、制度を必要とする方へ利用を促進する。 ●関係機関と協力して権利擁護(成年後見制度)に関する普及啓発を推進し、必要な方へ利用を促進する。
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	5. 成年後見制度の利用促進	41	高齢者サービス課 福祉課	相談窓口の周知と制度が必要な市民の利用支援を行います。	地域包括支援センターや基幹相談支援センター、市役所窓口で相談業務を行い、支援を行った。また、地域においてセンター職員が出向き、周知活動を行った。	相談窓口の周知を拡充する。	継続して、地域や民生委員・児童委員に相談窓口の周知を行う。関係機関と協力して制度に関する普及啓発を推進し、必要な方へ利用を促進する。
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	5. 成年後見制度の利用促進	42	高齢者サービス課 福祉課	権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築に向け、中核機関のあり方を関係機関と協議・検討します。	中核機関における協議会のあり方を詰め、関係機関と協議及び調整を行った。	地域における権利擁護に関する個別事例の把握。	中核機関や情報保有機関同士の連携を強化し、情報収集を活性化する。
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	5. 成年後見制度の利用促進	43	社会福祉協議会	市民後見人養成研修の修了者について、社会福祉協議会の法人後見の実務担当者としての活動を進めます。	新たに2件の法人後見(保佐、補助類型)を受任したことにより、市民後見人養成研修修了者の活動の機会を促進することができた。	受任件数が増える見込みであるが、市民後見人登録者で、すぐに活動できる方が減少してきている。	2人1組で市民後見人活動を行うような形にしていたが、一人でも活動できるように養成及び登録者のフォローアップに努めていく。また県社協主催の市民後見人養成研修受講修了者の受け入れについて県社協と連携を図っていく。
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	5. 成年後見制度の利用促進	44	社会福祉協議会	市民後見人養成研修の修了者へのフォローアップ研修や意見交換会を実施し、活動に至っていない方への活動の意欲向上に努めます。	事例発表・意見交換会では、実際の市民後見人活動の状況を知ること、市民後見人活動に対する理解や意欲の向上に努めていった。またフォローアップ研修では、市民後見人のスキルアップを目指し、対人援助について実際の支援状況を想定した意見交換を行い、活動について深く考える機会を設けることができた。	引き続き、成年後見制度及び市民後見推進事業について理解を深めていく必要がある。	市民後見人活動について、中核機関とも連携を図り、成年後見制度利用促進のため、周知・啓発に努めていく。
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	5. 成年後見制度の利用促進	45	社会福祉協議会	社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業やあんしんサポート事業の適正な運営に努めます。	年3回、権利擁護事業運営委員会を開催し、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職に事業報告を行った。支援が適切に行われているのかを検証する機関を設け、事業の適切な運営に努めた。	日常生活自立支援事業及びあんしんサポート事業等、利用者の意思決定を尊重し、関係者でその状況を共有し連携を図っていく必要がある。	関係事業者との連携や情報共有の機会を強化していく。また権利侵害等が懸念される事項については早期に権利擁護事業運営委員会や中核機関協議会等で支援方法を検討し、相談を行っていく。
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	6. 虐待防止の推進	46	こども課	安心して気軽に心配ごとや相談ができる体制を充実させます。	●6月、11月に家庭児童相談室の啓発活動を行い、相談窓口の周知を行った。 ●地域包括支援センターや市役所窓口で相談業務を行い、支援を行った。また、地域においてセンター職員が出向き広報活動を行った。	●子どもに関わる様々な相談について他機関と連携して対応していくことが必要。 ●相談窓口の周知を拡充する。	●多岐にわたる相談内容にどう連携していくかを他機関と協議し、相談体制の充実を図る。 ●継続して、地域や民生委員会に対して相談窓口の周知を行う。

基本目標	施策		担当課名	令和7年度 事業の目的・概要(PPLAN)	令和7年度 事業の成果(DO)	令和7年度 今後の課題(CHECK)	令和7年度 課題に対する改善・改革案(ACTION)
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	6. 虐待防止の推進	47	こども課 福祉課 高齢者サービス課	虐待防止に関する研修を行います。	●要保護児童対策地域協議会実務者研修を年2回開催した。第1回は市内小中学校及び幼稚園・保育園を対象、第2回は市内小中学校の児童虐待対応の実務者を対象とし実施。 ●福津市基幹相談支援センターにより、市内障がい福祉サービス事業所に対し、動画配信及びDVD貸し出しによる研修を行った。具体的には、身体拘束適正化のための研修(202名)、虐待防止研修(基礎編173名及び応用編177名)の受講者数の実績があった。 ●事業所向け虐待研修会を開催し、虐待防止に関する理解を深めた。	●市内小中学校、幼稚園・保育園だけでなく、市内障害福祉サービス事業所にも研修の幅を広げる。 ●研修に参加していない事業や各施設における新規職員への、虐待防止に対する知識の普及が、課題である。 ●研修に参加していない方への虐待防止に対する知識の普及。	●要保護児童対策地域協議会実務者研修の対象者を市内障害福祉サービス事業所等にも広げる。 ●引き続き、虐待防止に向け、研修等の取り組みを実施していく。 ●虐待を未然に防止するための普及啓発を検討する。
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	6. 虐待防止の推進	48	こども課 高齢者サービス課	虐待防止に向けて、関係機関との連携体制に努めます。	●主任児童委員を中心とした関係機関と連携し、駅でチラシを配布するなどの啓発活動は継続実施し、連携強化を行っている。 ●地域包括支援センターと協力して、相談業務を行い、支援を行った。	●要保護児童対策地域協議会において連携の強化を行っているが、児童虐待においてまだ認識の浅いところもあるので啓発が必要。 ●関係機関との連携体制の構築。	●研修等を行い、児童虐待に対する認識を深める。各所に対しての児童虐待防止の啓発活動も行う。 ●包括支援センターや関係機関、部署と連携体制を強化する。
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	6. 虐待防止の推進	49	福祉課	障がい者虐待を発見した人からの通報や虐待を受けた障がい者本人の届け出には、市が中心となって対応します。生命に関わるような緊急事態もあるので、まずは障がい者の安全を最優先に考えます。	令和7年度についても、福津市基幹相談支援センター(虐待防止センター)により、558件の事案について、虐待に関する相談及び対応を行った。市も必要に応じ、コア会議に参画するなど、虐待防止センターと連携し、対応にあたっている。	対応困難な案件も生じており、各事案について、適切に対応していく必要がある。	今後についても、虐待の通報に対し迅速に対応し、解決に向かうよう対応していく。
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	6. 虐待防止の推進	50	こども課	児童虐待についての相談や通告に関して、早期発見と児童の安全確保に迅速に対応します。	宗像児童相談所と共通のアセスメントシートを使い、虐待の重度を共有することにより、より迅速な対応と児相との方針の共有ができるようにしている。	第一発見者になる可能性が高い学校等との連携を更に密にし、虐待の予防、早期発見につなげることが必要。	学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き(文科省)を活用を促し、SSWとの連携も図る。
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	6. 虐待防止の推進	51	こども課 高齢者サービス課	DV等を発見した場合は、速やかに担当部署に情報提供を行います。	●相談者の不利益にならないように、相談の中でDVの疑いを感じた時点で担当部署と連携し対応した。 ●担当部署と連携して対応する体制をとっている。	●相談者は同じ話を各部署ですることから、精神的ダメージを受けることがあることから、相談者の不利益にならないようにすることが必要。 ●DV等を発見した場合の情報提供の徹底。	●こどものいるDV等の相談には男女共同参画推進室と一緒に相談を聞き、対応を行う。 ●DV等を発見した場合の対応について職員に周知する。
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	6. 虐待防止の推進	52	社会福祉協議会	民生委員・児童委員や小地域福祉会と連携し、課題を抱える家庭を発見する視点の啓発を行い、地域の見守り活動を推進します。	民生委員の全体会やブロックごとの定例会に出席し、地域における課題が共有されるよう投げかけを行った。	民生委員・児童委員、自治会長、郷づくり推進協議会、小地域福祉会などが地域の中で相談を受けたり、見聞きたりしていることを、気軽に相談することができず、負担を感じている。	地域の見守りや気づきの視点を広げていくためには、市の各課やそれぞれの相談機関の職員一人ひとりが、市民からのあらゆる相談を受け止め、関係機関に丁寧につなぐ意識を持つことが必要である。
2 誰もが安心して暮らせる「まちづくり」	6. 虐待防止の推進	53	社会福祉協議会	市や障がい福祉サービス事業所と連携し、障がい者の虐待防止、虐待事案への適切な対応に努めます。	障害者虐待防止研修を市民、企業、事業所に向けて実施した。また虐待事案については対応を行った。	市と虐待防止センターの役割について見直す必要がある。また各事業所ごとに虐待に対する理解や適切な支援のあり方についての差があり、虐待対応に対する福祉専門職としての資質の向上を目指す必要がある。	各事業所ごとに研修の機会を設ける等、事業所に対して個別に虐待対応について相談、支援を行っていただけるような体制を検討していく。

基本目標	施策		担当課名	令和7年度 事業の目的・概要(PPLAN)	令和7年度 事業の成果(DO)	令和7年度 今後の課題(CHECK)	令和7年度 課題に対する改善・改革案(ACTION)
3 いつでも相談できる「まちづくり」	7. 民生委員・児童委員活動への支援	54	福祉課	民生委員・児童委員の役割を明確にすることで負担の軽減を行い、活動しやすい環境づくりに取り組みます。	定例会で、様々な分野の「民生委員・児童委員としての関り」について研修会を、5回実施した。	民生委員・児童委員に対して市民の相談内容は多岐にわたるため、研修内容だけでは不足している。	次年度についても様々な研修を実施する。
3 いつでも相談できる「まちづくり」	7. 民生委員・児童委員活動への支援	55	福祉課	民生委員・児童委員について理解を深められるよう、活動内容の周知に取り組みます。	広報ふくつを活用して、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動について周知を行った。	市民に対し、民生委員・児童委員活動について継続して周知が必要。	今後も市民に対して、民生委員・児童委員の活動を理解してもらうために継続して周知していく。
3 いつでも相談できる「まちづくり」	7. 民生委員・児童委員活動への支援	56	社会福祉協議会	民生委員・児童委員と連携を図り、地域の見守り訪問活動が円滑に行えるよう支援します。	民生委員と小地域福祉会の見守り活動について協議したり、民生委員・児童委員の訪問に同行してケースの支援を実施した。	民生委員・児童委員の相談は多岐にわたるため、対応の可否に困惑したり、相談受付後のつなぎ先が不明瞭なケースが多くある。また、夜間・日曜・祝日等の緊急時はつなぎ先がなく、これらが活動の負担になっている。	地域の見守りや気づきの視点を広げていくためには、市の各課やそれぞれの相談機関の職員1人1人が、市民からのあらゆる相談を受け止め、関係機関に丁寧につなぐ意識を持つことが必要である。
3 いつでも相談できる「まちづくり」	7. 民生委員・児童委員活動への支援	57	社会福祉協議会	民生委員・児童委員の見守り訪問活動をサポートする小地域福祉会や地域の有志の取り組みの普及・啓発を行います。	社協だよりやふくつのふくしを活用して、具体的な活動内容や取り組みの工夫について周知するほか、研修会を実施し、地域福祉活動に関する協議を行った。また、民児協ブロックにて見守りボランティアについての協議を支援した。	小地域福祉会未結成自治会との情報交換の場が少ない。	民生委員から個別相談を受ける機会を設けるために、ブロック会議等で投げかけを行う。また、地区単位での協議の場を通じて、見守り活動について共に考える機会を設ける。
3 いつでも相談できる「まちづくり」	7. 民生委員・児童委員活動への支援	58	社会福祉協議会	見守り訪問活動をする中で発見した課題を抱える家庭や地域の課題の相談を受け止める支援体制を整備します。	民生委員の定例会や小地域福祉会に出向く機会を増やし、心配なケースについて直接相談を受けた。	地域が把握したニーズのつなぎ先の情報や地域の支援者を支える取り組みが不足しており、地域や個人が支援を抱え込んでいる。	市の各課や社会福祉協議会、地域包括支援センター等の相談機関が、あらゆる相談を受け止め支援していく体制を整備し、市民に明確に示していくことが必要である。
3 いつでも相談できる「まちづくり」	8. 生活困窮者の自立に向けた支援	59	学校教育課	経済的な理由により就学困難な児童及び生徒に対して就学援助を行い保護者の経済的負担を軽減します。	経済的な理由により就学困難な児童及び生徒に対して就学援助(認定件数は629人・409世帯)を行い、保護者の経済的負担を軽減することができた。〔R6〕725人・469世帯―〔R5〕738人・471世帯―〔R4〕843人・538世帯)	特になし	特になし
3 いつでも相談できる「まちづくり」	8. 生活困窮者の自立に向けた支援	60	生活支援課	市民に対し、生活困窮者の相談窓口を周知し、多くの相談者が来庁しやすくなるよう努めます。	生活困窮者相談件数は、延べ589件(うち新規の相談112件)であった〔R6〕延べ316件(うち新規の相談83件)、〔R5〕延べ304件(うち新規の相談72件))。ホームページ等に相談窓口の情報を掲載し市民へ広く周知を実施した。	相談窓口の周知の拡充。	ホームページを活用し、ネット環境がない市民への周知も図り、相談者が来庁しやすい環境を整えていく。
3 いつでも相談できる「まちづくり」	8. 生活困窮者の自立に向けた支援	61	福祉課(R8→生活支援課)	多様な相談に対応できるよう、関係機関と連携ができるような体制づくりに努めます。	近隣市に対し包括的相談支援の実施体制について訪問調査を行い、福津市での実施体制や整備の方向性について検討した。	福津市に見合う形でも包括的相談支援の構築が必要であり、予算上の課題も含め継続的な協議・検討が必要。	既存の相談支援体制を補強しつつ、複雑複合的な支援を要する市民に対する支援や情報共有を、まずは庁内における体制整備を行う。
3 いつでも相談できる「まちづくり」	8. 生活困窮者の自立に向けた支援	62	生活支援課	民生委員・児童委員協議会に対し、生活困窮者の自立支援について説明を行い、相談窓口の役割を理解してもらいます。	民生委員に、窓口や相談に同席をしていただき、相談窓口の役割について理解を深めていただいた。	民生委員・児童委員への生活困窮者自立支援制度の周知不足が課題。	民生委員・児童委員に、相談窓口の役割についてチラシ等を活用し周知する。

基本目標	施策		担当課名	令和7年度 事業の目的・概要 (PLAN)	令和7年度 事業の成果 (DO)	令和7年度 今後の課題 (CHECK)	令和7年度 課題に対する改善・改革案 (ACTION)
3 いつでも相談できる「まちづくり」	8. 生活困窮者の自立に向けた支援	63	社会福祉協議会	民生委員・児童委員や小地域福祉会と連携し、地域の見守り活動の中で生活困窮者の情報を把握し、適切な支援につなぎます。	民生委員の定例会や小地域福祉会に出向く機会を増やし、心配なケースについて直接相談を受けた。	地域が抱え込んでいるケースを把握できていない。また、地域のつながりの希薄化により、地域もニーズを把握しづらくなっている。	引き続き相談しやすい関係づくりを行い、相談があった際には話を受け止め、適切な相談機関へのつなぎや協議の機会を創出する。地域のつながりが希薄化する中でも途切れる人が少なくなるよう、つながりの意義や関わり方について、住民が学び、専門職とともに連携のあり方を協議する機会を設ける。
3 いつでも相談できる「まちづくり」	8. 生活困窮者の自立に向けた支援	64	社会福祉協議会	福岡県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業をととして、相談支援を一体的に実施し、生活困窮者の社会的、経済的自立を支援できるように努めます。	福祉課生活相談係をはじめ、各関係機関との連携を密に行い、生活困窮者の相談支援を行った。	生活困窮世帯においては、経済的困窮だけではなく、複合的な課題が生じている事が多い。関係機関が多く、情報共有を密に行うことが難しいケースがある。	多機関連携ができるよう体制づくりを行っていく必要がある。
3 いつでも相談できる「まちづくり」	8. 生活困窮者の自立に向けた支援	65	社会福祉協議会	制度の申請手続きや次の支援までの期間に時間を要し、その間支援を受けられない方々や、相談先がないケースや制度の狭間の状況にある方に対し、福岡県社会福祉法人経営者協議会が行っている「ふくおかライフレスキュー事業」や市内社会福祉法人の連携などを活用し支援を行います。	生活困窮や障がいなど複合的な課題を抱えた世帯の相談支援を実施した。市内の社会福祉法人と支援策を協議し、ケースを共有していくことで、社会福祉法人全体で、制度の間に対する問題意識が高まり、連携が回りやすくなった。	引き続き、市内の社会福祉法人との連携強化が必要。	相談対応の振り返りや事例検討を実施していく。ふくおかライフレスキュー事業に参加している法人以外にも声かけし、より多くの法人と協働できるよう取り組む。
3 いつでも相談できる「まちづくり」	9. 相談を包括的に受け止める体制づくり	66	福祉課	基幹相談支援センターを設置することにより、相談支援事業所間の連携が強化され、障がいの種別やニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施します。	令和5年4月から基幹相談支援センターを設置しており、令和7年度においても、延べ8142件の、多種多様な案件に対する相談実績があった。	基幹相談支援センターが相談支援の中核になるよう、市民や関係機関への更なる周知が必要と考える。また今後、業種別グループの各部会から地域課題を抽出及び整理し、自立支援協議会で検討する体制づくりが求められている。	福津市公式HPへの掲載や、チラシの配布により、基幹相談支援センターの認知度を向上する。市内事業所との連携については、まず抽出した地域課題を整理いくことから始め、いずれは自立支援協議会に報告するという流れについて共通認識を持ち、自立支援協議会を実施できよう調整を図る。
3 いつでも相談できる「まちづくり」	9. 相談を包括的に受け止める体制づくり	67	こども課	子育て中の家庭の保護者が孤立することなく、周りの保護者や地域とつながりを持ち、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校等が連携して育てる地域体制の整備を推進します。	子育て支援センターのなかよしルームでは、子どもを遊ばせながらスタッフが保護者の子育ての悩みを聞いた。「びよびよタイム」等の事業では保護者同士が子育てについて話し合い、交流していた。「育児の参考になった」等、保護者の声があがっている。	子育ての話だけではなく、家族の悩みを相談する保護者もいる。家庭環境は子育てに影響するので、関連部署へ案内することが必要。	今後も子育ての悩みを聞き、保護者同士がつながれるように配慮していく。相談内容によっては、子育て世代包括支援課などの関連部署と連携していく。
3 いつでも相談できる「まちづくり」	9. 相談を包括的に受け止める体制づくり	68	福祉課	障がい、子ども、高齢者をはじめとして、分野を超えた複数の部門や地域と連携し、だれもが気軽に集える場を整備し、支え合いの仕組みづくりを推進します。	他市の重層的支援体制整備事業について聞き取りを行った。	明確な協議の場や専門の相談窓口がないため、今後整備が必要となる。他市の内容を関係各課と共有できておらず、本市での実施体制が明確になっていない。	今後、多機関連携及び地域づくりをどのような形で実施していくかについて、関係各課と協議・検討が必要。
3 いつでも相談できる「まちづくり」	9. 相談を包括的に受け止める体制づくり	69	社会福祉協議会	高齢・障がい・子ども・生活困窮など、本人や世帯の属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止めるために、それぞれの相談機関の共働の中核となる体制の構築を目指します。	社会福祉協議会で受け止めた枠にとられない様々な相談を関係機関と連携を図りながら対応した。	連携を図るうえで、それぞれの部署、機関(担当者)で支援に対する関わり方について温度差がある。	相談者の立場を考えた丁寧なつなぎを行い、相談者が混乱しないように体制を整えていく必要がある。
3 いつでも相談できる「まちづくり」	9. 相談を包括的に受け止める体制づくり	70	社会福祉協議会	生活福祉資金の貸付、障がい者虐待防止センター事業など、生活困窮者・障がい者・子どもなどの支援にかかわる施策の受託を積極的に行い、個々に寄り添った支援を行います。	様々な受託事業や独自事業を通じ、発見したケースについて地域住民からの協力も得ながら、個々に寄り添った支援を行った。	それぞれの機関の枠を越えた支援を必要とする課題が生じた場合、支援の方向性を決めていくのに困難が生じている。	複合的な課題を抱えた世帯を支援するためには、関係者や関係機関が情報交換を行う機会が必要であり、この体制を整えていく必要がある。